

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十一号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項を次のように改める。

二十四 削除

別表第一の二十五の項中「認定証」を「認定」に改める。

別表第一の二十六の項を次のように改める。

二十六 削除

別表第一の四十九の二の項中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改め、同表の八十六の項から九十の項までを削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。